- 1、本取引旅行条件脱明書の意義―本取引条件説明書は、旅行業法第 12 条の4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の5 に定める契約書面の一部となります。
- 2、募集型企画旅行契約 この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。 旅行契約の内容・条件は、バンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。尚、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含みます。以下「最終旅行日程表」といいます。
- 3、旅行のお申込みと契約の成立時期 当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入のうえ申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社らが予約の承諾の旨を通知した日から当社の指定する日までに申込書の提出と申込金の支払が必要です。
- 4、お申込条件一健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- 5、旅行代金に含まれるもの ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)及び消費税等諸税。 ②添乗員が同行するコースにおける添乗員経費 ③その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨、表示したもの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- 6、旅行代金に含まれないもの一前項の①から ③のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について) 空港施設使用料、クリーニング代、電報・電話料、その他の追加 飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。ご希望者のみ参加されるオブショナルツアー料金運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ但し旅行代金に含めた場合を除く自宅から発着地までの交通費・宿泊費、旅行)
- 7、契約内容の変更一当社は旅行契約締結後であっても、天 災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供 の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サー ビスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合に おいて、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得な いときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関 与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説 明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあ ります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは変 更後にご説明いたします。
- 8、旅行代金の額の変更一当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。②当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をバンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。
- 9、お客様の交替―お客様は、当社の承諾を得て、契約上の 地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替に要 する手数料等の所定の金額をいただきます。
- 10、取消料 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を お取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を

伴うコースで一緒(同室)にご参加のお客様からは 1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の 一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

取消日(契約解除の期日)		取消料 (お1人様)
旅行開始日の 前日から起算 してさかのぽ って	〔1〕20 日〜8 日前まで 日帰り旅行は 10 日〜8 日前まで	旅行代金の 20%
	(2) 7日~2日前まで	旅行代金の 30%
(3) 旅行開始日前日		旅行代金の 40%
〔4〕旅行開始日当日(〔5〕を除く)		旅行代金の 50%
〔5〕旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の 100%

11 、旅行開始前の解除 -

1お客様の解除権

①お客様は前項の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも 旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。a、旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第15項に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。b、第8項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。c、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。d、当社がお客様に対し第2項に記載の最終旅行日程表がある場合で同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。e、当社の責に帰すべき事由により、バンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

2 当社の解除権

①お客様が期日までに旅行代金を支払われないときは、当社 は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項 の ①に規定 する取消料と同額の違約料をお支払いいただきま す。 ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除 することがあります。a、お客様が当社のあらかじめ明示し た性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしてい ないことが明らかになったとき。b、お客様が病気、必要な 介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない と認められたとき。c、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、 又は団体行動の円滑た実施を妨げるおそれがあると認めら れるとき。d、お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超え る負担を求めたとき。e、お客様の人数がパンフレットに記 載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始目 の前日から起算してさかのぼって、13 日目に当たる日より 前(目帰り旅行は3目目にあたる目より前)に旅行中止のご 通知をいたします。f、スキーを目的とする旅行における降 雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条 件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。 g、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービ ス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事 由が生じた場合において、パンフレットに記載した 旅行目 程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は 不可能となるおそれが極めて大きいとき。③当社は本項の① により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代 金あるいは申込金から違約料を差し引いて払戻しいたしま す。また本項の②により旅行契約を解除したときは、既に収 受している旅行代金あるいは申込金の全額を払戻しいたし

12、当社の責任一当社は当社又は当社が手配を代行させた者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は15万円但し当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令、その他当社又

は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被った場合。

13、特別補償 - ①当社は前項の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金 1500万円・後遺障害補償金 1500万円を上限・入院見舞金 2万円~20万円及び通院見舞金 1万円~5万円を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金 (手荷物 1個又は 1対あたり 15万円を上限、募集型企画旅行お客様 1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。(但し現金、有価証券、クレジットカード、クーボン券、航空券、バスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書、通帳及び現金支払機用カードを含みます。)各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

14、お客様の責任―お客様の故意、過失、法令、公序良俗に 反する 行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らない ことにより当社 が損害を受けた場合は、お客様は当社の損害 に賠償しなくてはなりません。またお客様は、旅行開始後 において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービス提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、スタッフ等もしくは当社に申し出なければなりません。添乗員、スタッフ等がつかないコース、休日等の営業時間外の理由で当社に連絡がつかない場合には下記へご連絡願います。(090-8240-1881)

15、旅程保証一当社は、当社約款の規定により次に掲げる契約内容の重要な変更 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運送計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置等による変更を除きますが生じた場合は旅行代金に 1%~5%の所定の率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に支払います。この場合当社はお客様の同意を得て変更の支払いに替え同等またはそれ以上の物品又は旅行サービスの提供で補償を行うことがあります。尚、当社が旅行者名に対して旅行契約につき支払うで更補償金の額は15%を上限とします。又、旅行者1名に対して旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1000円未満であるときには変更補償金はお支払いできません。

16、国内旅行保険への加入について一ご旅行中、病気、怪 我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあり ます。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金 の回収が大変困難である場合があります。これらを担保する ため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入される ことをお勧めします。

17、個人情報の取扱い一当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行 サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲 内で利用させていただきます。その他、当社は当社の提携する企業 の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い等にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

18、旅行条件・旅行代金の基準一本旅行条件の基準日と旅行 代金の基準は令和元年7月1日となります。このご旅行に 関し担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠 慮なく旅行業務取扱管理者へご質問下さい。

旅行企画·実施

登録番号 広島県知事登録 第2種424号

名 称 株式会社プレスシード シープトラベル

所在地 福山市三吉町 4-2-45

電話番号 084-982-8148

国内旅行取扱管理者 田辺 孝昭